

# 北広島市保健福祉計画検討委員会

## 第1回高齢福祉部会

日 時 : 令和2年8月3日(月) 全体会終了後

場 所 : 北広島市役所 4階 4C-4F 会議室

### ～ 会 議 次 第 ～

- 1 開 会
- 2 部会委員紹介・事務局紹介
- 3 部会長選出
- 4 職務代理者の指名
- 5 説 明 事 項
  - (1) 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について
  - (2) 介護保険事業に関連する法改正の概要について
  - (3) 計画策定及び検討委員会のスケジュールについて
  - (4) 日常生活圏域ニーズ調査について
  - (5) 在宅介護実態調査の実施について
  - (6) 施設等整備に係る意向調査の実施について
- 6 その他
- 7 閉 会

## 北広島市保健福祉計画検討委員会 委員名簿

【高齢福祉部会】

所 属 (団体名)	氏 名
1 北広島市シルバー人材センター	安孫子 章 平
2 星槎道都大学	櫻 井 美帆子
3 社会福祉法人北海長正会 北広島リハビリセンター特養部四恩園	三 瓶 徹
4 医療法人社団翔仁会 エスポワール北広島 (北広島市介護サービス連絡協議会)	島 谷 清 張
5 医療法人社団翔仁会 輪厚三愛病院 (北広島医師会)	對 馬 伸 泰
6 株式会社リ・ライフケア 訪問看護ステーション かえで	土 田 孝 行
7 一般公募	福 屋 英 治
8 社会福祉法人札幌厚生会 北広島市高齢者総合ケアセンター 聖芳園	三 木 千 晶

(敬称略、五十音順)

## 北広島市保健福祉計画検討委員会 事務局名簿

【高齢福祉部会】

	所 属 部 署 名	職	氏 名
1	保健福祉部 高齢者支援課	課 長	工 藤 秀 之
2	保健福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉担当	主 査	青 木 潤
3	保健福祉部 健康推進課 特定健診・介護予防担当	主 査	影 久 真 美
4	保健福祉部 高齢者・障がい者相談担当	主 査	浜 山 かおり
5	保健福祉部 高齢者支援課 介護認定・保険料担当	主 査	布 施 恵 太
6	保健福祉部 高齢者支援課 介護給付担当	主 査	宮 本 大 介
7	保健福祉部 高齢者支援課 介護給付担当	主 任	佐々木 正 人
8	株式会社サーベイリサーチセンター 北海道事務所	所 長	人 見 俊 介
9	株式会社サーベイリサーチセンター 北海道事務所	主 任	林 梢 子

## 5 説明事項

### (1) 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について

#### ア 計画の概要について

「高齢者保健福祉計画」（老人福祉法では、「市町村老人福祉計画」）は、老人福祉法に基づき各市町村が策定するもので、高齢者福祉事業および介護保険事業のサービス量の見込みを明らかにし、高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関して必要な事項を定めるものです。

（老人福祉法第20条の8第1項）

「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき各市町村が策定するもので、各市町村の区域内における要介護者等の人数、介護保険給付等対象サービスや地域支援事業の見込み量を定めるなど、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるものです。

（介護保険法第117条第1項）

「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」は連携する必要があり、老人福祉法および介護保険法では、それぞれの担う役割を明らかにして2つの計画を一体のものとして作成されなければならないとなっています。

（老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第6項）

平成29年度に策定した第7期計画では、第6期計画を踏襲した上で、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、計画を策定しました。

第7期計画の目標は、次のとおりです。

- 基本目標1 介護予防と自立支援
  - ・日常生活を支援する体制整備
- 基本目標2 介護サービスの充実
  - ・介護給付等対象サービスの充実・強化
- 基本目標3 地域支援体制の構築
  - ・地域包括ケアシステムの基盤整備

- ・在宅医療・介護連携を図るための体制整備
- ・認知症施策の推進
- ・介護に取り組む家族等への支援の充実
- ・高齢者虐待の防止と権利擁護施策の推進
- ・高齢者の住まいの安定的な確保

○基本目標 4 生きがいと社会参加の促進

- ・生きがいと社会参加の促進

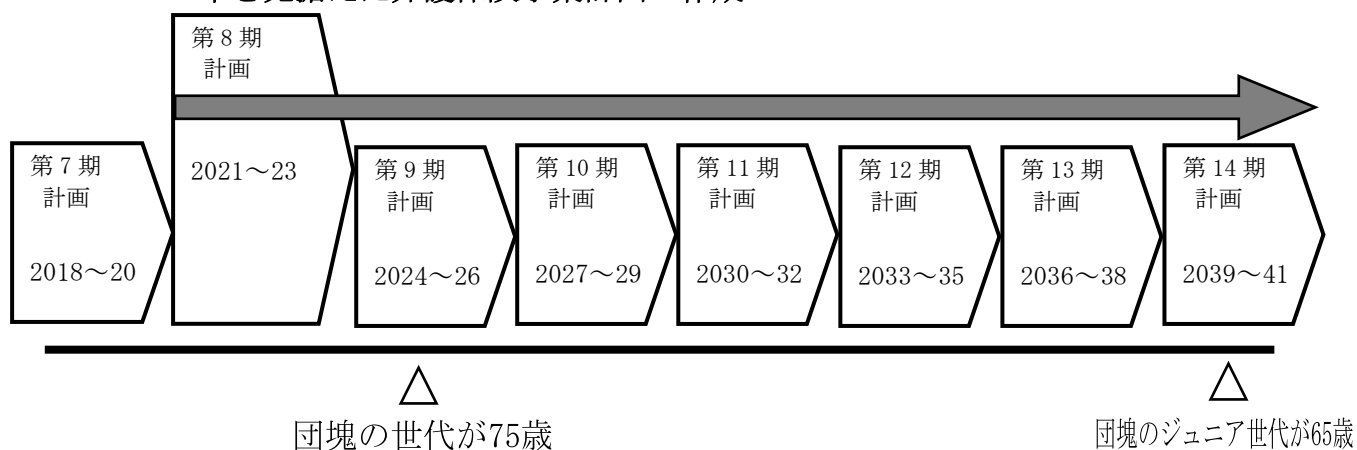
○基本目標 5 適切な介護保険事業の運営

- ・効果的・効率的な介護給付の推進
- ・医療計画との整合性の確保
- ・介護保険サービス情報の公表
- ・介護保険制度の立案及び運用に関する PDCA サイクルの推進

## イ 第 8 期計画の基本的な考え方について

第 7 期計画は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、中長期的な視点で計画を策定しました。第 8 期計画ではさらに「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる 2040 年も視野に入れながら、地域共生社会の実現を図るため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築に加え、介護サービスの需要の更なる増加・多様化や、保険者ごとの介護ニーズの差の拡大への対応が求められることから、介護サービス提供体制の整備等について地域の特性に応じた取組を推進していきます。

### 2025・2040 年を見据えた介護保険事業計画の作成



## (2) 介護保険事業に関連する法改正の概要について

### ア 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

#### 【介護保険法・老人福祉法】

#### ① 認知症施策の総合的な推進

「認知症施策推進大綱」等を踏まえ、地域における認知症の人への支援体制の整備等の認知症施策の総合的な推進及び認知症の人と地域住民の地域社会における共生を国・地方公共団体の努力義務として追加。

#### ② 地域支援事業におけるデータ活用

地域支援事業を実施するにあたり、PDCA サイクルに沿って、効果的・効率的に取り組が進むよう、介護関連データを活用し、適切かつ有効に行うことを市町村の努力義務とする。

#### ③ 介護サービス提供体制の整備

高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら、今後の介護サービス基盤の整備を計画的に進めていくことが必要。

### イ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

#### 【介護保険法・地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律】

#### ① 介護分野のデータ活用の環境整備

介護分野におけるデータ活用を更に進めるため、国において、通所・訪問リハビリテーション情報（VISIT 情報）や高齢者の状態やケアの内容等に関する情報（CHASE 情報）等の提供を求めることができるようにする。

### ウ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

#### 【介護保険法・老人福祉法】

#### ① 介護保険事業（支援）計画に基づく取組・事業者の負担軽減

地域の実情に応じて、都道府県と市町村の連携した取組が更に進むよう、介護人材の確保・資質の向上や、業務の効率化・質の向上に関する事項を事業計画の記載事項として追加。

## エ 費用負担に関する事項について

### 【介護保険法】

#### ① 食費居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直し

施設入居者並びにショートステイの食費居住費の助成について、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、能力に応じた負担になるよう見直しを行う。

#### ② 高額介護（予防）サービス費の見直し

医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者のうち、年収 770 万円以上の者について、世帯の上限額の見直しを行う。

#### ③ 平成 30 年度税制改正の内容と所要の対応

平成 30 年度税制改正により給与所得控除や公的年金等の控除額を一律 10 万円引き下げるとともに、基礎控除の控除額を同額引き上げることとされ、令和 2 年分以後の所得について適応されるが、介護保険料・利用者負担割合・高額介護サービス費・補足給付について、影響が出ないよう対応を行う予定。

## オ 介護保険法関係の施行期日について

施行期日	改正事項
令和 3 年 4 月 1 日	ア-①認知症施策の総合的な推進 ア-②地域支援事業におけるデータ活用 ア-③介護サービス提供体制の整備 イ-①介護分野のデータ活用の環境整備 ウ-①介護保険事業（支援）計画に基づく取組・事業者の負担軽減 エ-③平成 30 年度税制改正の内容と所要の対応（保険料）
令和 3 年 8 月 1 日	エ-①食費居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直し エ-②高額介護（予防）サービス費の見直し エ-③平成 30 年度税制改正の内容と所要の対応（負担割合等）

## カ その他

### ① 有料老人ホームの登録・届出手続き

有料老人ホームの適切な整備推進のため、都道府県が届け出を受けた情報を市町村に通知することを義務付ける。

また、未届の疑いのある有料老人ホームを発見した市町村は都道府県に通知する。(努力義務)。

### ② 介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～

介護保険制度においても、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図る。

### ③ 要介護認定有効期間の上限の延長

各保険者の判断において、要介護認定の有効期間を最長 48 か月と設定することが可能となる。



(3) 計画策定及び検討委員会のスケジュールについて

	令和2年				令和3年							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状把握	保健福祉施策											
	給付実績分析											
	在宅介護実態調査											
	施設等整備に係る意向調査											
介護（予防）サービス見込量算出	ニーズ調査結果分析											
	介護（予防）サービス見込量算出											
保険料算定	保険料算定											
	条例改正											
計画書作成	各種施策検討											
	重点施策検討											
	計画素案作成											
	計画書作成											
計画検討委員会	全体会											
	部会											
	1回目				2回目				3回目			
	1回目				2回目				5回目			

## (4) 日常生活圏域ニーズ調査について

### ア 調査の目的

第8期計画策定に当たり、現状における高齢者の生活実態や健康状態を把握し、各サービスの利用状況などを検討しながら、事業計画の見直しの基礎資料とするため、調査を実施。

### イ 対象

市内在住の65歳以上3,000人を住民基本台帳から無作為抽出（ただし、要介護認定者を除く。）

### ウ 調査基準日及び調査期間

- ・基準日：令和元年10月1日
- ・期間：令和元年12月13日から令和元年12月27日（投函締切）

### エ 前回の調査との変更点

市で実施している事業のニーズの把握、利用者が必要とする新たなサービスを把握するため、国が示した調査票に設問8「認知症にかかる相談窓口の把握について」を追加。

### オ 回答者数

2,239票　うち有効回答票　2,239票（有効回答率74.6%）

### カ 調査結果

別冊「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書」による。

## **(5) 在宅介護実態調査の実施について**

### **ア 調査の目的**

第8期計画策定に当たり、「要介護（支援）者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方やサービス整備の方向性を検討するため、調査を実施予定。

### **イ 調査手法**

郵送調査（非接続方式）

※非接続方式：認定データや被保険者番号等の個人情報を記載せず行う調査手法

### **ウ 対象**

調査期間に要支援・要介護認定者かつ「在宅」で生活をしている方 600名

### **エ 調査期間**

令和2年8月7日から令和2年8月21日（予定）

## **(6) 施設等整備に係る意向調査の実施について**

### **ア 調査の目的**

第8期計画策定に当たり、令和3年度から令和5年度までの介護サービス提供体制確保に向けた方案及び施設整備に係る方向性を検討するため、調査を実施予定。

### **イ 調査手法**

市ホームページに掲載

### **ウ 調査期間**

令和2年8月（予定）